

○国土交通省告示第四百十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、特許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第一第十四号中「あと施工アンカー（既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものをいう。第二第十三号において同じ。）」を「鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるあと施工アンカー」に改める。

第二第十三号中「あと施工アンカー」を「鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるあと施工アンカー」に改める。

第三第九号ハ及びニ中「又は五層七プライ」を「、五層七プライ又は七層七プライ」に、「又は七層七プライであるものに限る」を「、七層七プライ又は九層九プライであるものに限る」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。